

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年3月12日（金）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
議案審査結果報告について	3
本会議の日程について	3
定例会の会期について	4
議会運営の申し合わせ事項について	4
杉並区議会BCP（業務継続計画）の策定について	5

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和3年3月12日(金) 午前9時29分～午前9時40分
場 所	第3・4委員会室
出席理事 (7名)	理事 大和田 伸 理事 大泉 やすまさ 理事 渡辺 富士雄 理事 山田 耕平 理事 太田 哲二 理事 新城 せつこ 理事 藤本 なおや
欠席理事	(なし)
理事以外の 出席議員	副議長 島田 敏光
出席理事者	
事務局職員	事務局長 渡辺 幸一 事務局次長 内藤 友行 庶務係長 杉本 稔 調査係長 久保井 悦代 議事係長 蓑輪 悦男 担当書記 出口 克己

(午前 9時29分 開会)

大和田理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

大和田理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、2月25日の1回分につきまして、事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《議案審査結果報告について》

大和田理事 次に、議案審査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、資料1を御覧ください。令和3年第1回定例会委員会付託議案審査結果報告でございます。

総務財政委員会、議案第16号、議案第26号、以上2議案については、原案を可決すべきものと決定。

保健福祉委員会、議案第3号、第4号、議案第18号から第20号、以上5議案については、原案を可決すべきものと決定。

都市環境委員会、議案第5号、以上1議案については、原案を可決すべきものと決定。

予算特別委員会、議案第6号から第15号、議案第21号から第24号、議案第28号から第31号、以上18議案については、原案を可決すべきものと決定。

大和田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 それでは、本会議におきまして議案審査結果報告書を御確認願います。

《本会議の日程について》

大和田理事 次に、本日の本会議の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございません。この後午後1時から本会議を開会、会議録署名議員は、17番矢口やすゆき議員、25番中村康弘議員。

日程は、陳情の付託、各委員会の議案審査結果報告、採決。議案第32号の上程、採決。閉会中の継続審査・継続調査。

以上です。

大和田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 それでは、そのようにいたしますので、よろしくお願いをいたします。

《定例会の会期について》

大和田理事 次に、第1回定例会の会期につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 この後開会の本会議をもって本定例会に付された事件の議事は全て終了するため、会議規則第6条の規定により、会期中の閉会を諮ることとしてはいかがでしょうか。

大和田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 それでは、この件につきましては、この後の議会運営委員会に諮ることといたします。

《議会運営の申し合わせ事項について》

大和田理事 次に、議会運営の申し合わせ事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、資料2を御覧ください。申し合わせ事項の追加についての案でございます。

これまで、中棟3階に設置している議員ポストの設置目的としては、区から各議員への公務連絡用としているところですが、具体的な運用方法について明文化されておらず、この間、文書を投函したい区民等の対応など、運用方法について整理の必要性を認識し、検討を進めてまいりましたので、内容について今回提案させていただきます。

なお、了承が得られれば、申し合わせの追加で対応することといたしたいと思っております。内容について御説明いたします。

申し合わせに「第5 議員ポスト」を追加し、(1)に議員ポストの設置目的を規定する。

(2)に直接投函できる者として、区議会議員、事務局職員、区職員、区の外郭団体職員、区内公共団体職員と規定する。

(3)に区民の利用について規定し、区民が直接投函できない規定とする。これは不審物などを直接投函されないためです。区民が投函するには、事務局に一度預け、事務局

職員が代わりに投函する方法を取る。

なお、投函について個別の対応はしない。伝言の預かりはしない。出欠を取るなどの対応もしない。預かるものは文書のみとし、荷物の預かりやポストに入り切らない大量の文書は預からない。

⑤に、議員に直接渡すことを希望する場合を規定します。直接渡したい場合は、事務局に申し出ていただき、事務局から控室等に一度連絡することとする。なお、不在であった場合は、先ほど説明した①から④の区民利用方法のとおりとする。

また、資料に記載はございませんが、平成25年7月9日の議会運営委員会理事会にて決定し、現在実施している区の投函物の一覧の表示については廃止することとしたい。

参考に、裏面に新旧対照表を添付してございます。

大和田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 それでは、この件につきましても、この後の議会運営委員会に諮ることとしたします。

《杉並区議会BCP（業務継続計画）の策定について》

大和田理事 次に、杉並区議会BCP（業務継続計画）の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。杉並区議会BCP（業務継続計画）については、昨年9月14日の議会運営委員会において基本計画が了承されたところです。その後、危機管理連絡協議会において部会を設置して具体的な計画の検討を進めてきましたが、このたびその計画案がまとまりましたので、策定するものです。

検討を進める中で、基本的な考え方や区との関係などを整理して体系的に作成することとされたため、昨年了承された基本計画の内容も含めて再構築した計画案となっております。

内容の説明につきましては、申し訳ございませんが、概要のみとさせていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。本計画の目的を、緊急事態が発生した場合にも議会の機能を維持していくためとし、対象とする緊急事態を、地震等の自然災害と新型コロナウイルス感染症などの感染症の流行としています。

発動の時期は、区のBCP（業務継続計画）発動時、または議長が必要と認めた時点とし、議会の役割を、議決機関としての区の団体意思の決定や執行機関の事務執行の監視機能としてこれを維持することとし、議員はその構成員としてその役割を担うものと

しています。

2ページには、区との関係を整理しています。

3ページからは、自然災害等に対する体制及び活動の基準を記載しています。

まずは事務局の体制を、5ページは、議会の体制として杉並区議会危機管理連絡協議会の招集、協議について、6ページからは議員の基本的な行動や行動基準を記載、8ページには、発災時からの時期別の事務局職員、議会・議員、連絡協議会の行動基準、9ページには区と議会の関係の整理、10ページ、11ページには、区本部と議員間の情報提供等の方法を場合別に明記してございます。

12ページからは、感染症等に対する体制及び活動の基準を記載しております。

まずは発生段階別の考え方を記載し、それに続けて、自然災害等での記載と同様に、事務局と議会の体制、14、15ページに発生段階別の行動基準、16ページに区と議会の関係を記載し、17ページには、議員、事務局職員が発症した場合の対応をまとめております。

18ページでは、事務局の業務で継続するものを優先度別に整理し、19ページには、環境整備に向けた現時点での課題として、議場が使用できない場合の代替施設や、オンライン会議のハード、ソフト面の整備などの検討の必要性を記載し、最後に、この計画を的確に実施するために、平常時における訓練の実施や、必要に応じた随時の計画の見直しの実施を明記しております。

最後に、資料として、この計画の流れを一目でイメージしやすいように、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合を例にして、区、区議会事務局、危機管理連絡協議会、議員、区議会のそれぞれが発災時から時系列にどのような対応をしていくかを図解しております。

図面左上の発災から始まり、BCPが発動され、議員、事務局職員、家族の安全確保、安否確認、区との相互の情報提供、協議会の開催などが順次行われ、図面右下に大きな赤矢印で記載されているとおり、この計画の目的である議会機能維持につなげていくという流れでございます。

説明は以上です。

大和田理事 ただいまの説明につきまして、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 それでは、この件につきましても、この後の議会運営委員会に諮ることといたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前 9時40分 閉会)